

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	福祉手当(障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、福祉手当(障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

福祉手当(障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当)の支給に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉手当(障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当)の支給に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に基づく福祉手当(以下「経過的福祉手当」という。)に関する事務 1. 障害児福祉手当の支給 在宅の重度障害児に対し、障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。 2. 特別障害者手当の支給 在宅の最重度の障害者に対し、障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。 3. 経過的福祉手当 従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金も支給されない者に対する経過措置として支給する。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.各手当の支給申請に関する事務 新規申請に基づく認定申請受理、認定事務、認定通知の送付 2.異動・喪失等の届出に関する事務 住所変更や口座変更等の各種異動に係る届出の受理、内容審査、結果の通知 施設入所等による資格喪失に係る届出の受理、内容審査、結果の通知 3.各手当支給に関する事務 各手当の5月、8月、11月、2月の定例支給及びその他の随時支給に係る支給事務
③システムの名称	障害者福祉システム、ケース台帳管理システム、重度心身障害者医療費助成システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児福祉手当情報ファイル、特別障害者手当情報ファイル、経過的福祉手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項、93の項、119の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、16の項、19の項、29の項、42の項、80の項、125の項、146の項、158の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2345
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、次の事項を厳守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、原則として本人等からのマイナンバーの取得を徹底する。 ・本人等からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ②上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面において、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力について、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	船橋市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報について、下記を徹底する運用としている。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の47の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年/内 閣府/総務省/令第5号)第38条	番号法第9条第1項及び別表第一の47の項	事後	
令和4年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーक्स テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の67の項(行 政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」 という。)第38条)、68の項(令第7号第38条の 2)、69の項(令第7号未公布)、85の項(令第7号 第43条の3の2) (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の 項番号及び令第7号の条項 9の項(令第7号第8条第1号ヲ、同条2号ヲ)、 12の項(令第7号第10条の2第1号ト)、 15の項(令第7号第11条の2第1号ト)、 19の項(令第7号第13条の2第1号、同条第2号 ロ)、 26の項(令第7号第19条第1号ワ、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 56の2項(令第7号第30条第11号)、 87の項(令第7号第44条第1号ワ、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 110の項(令第7号第55条の3第1号ト、同条第2 号、同条第3号、同条第4号)、 120の項(令第7号第59条の3第1号ヲ、同条第2 号ヲ)	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の67の項、 68の項、69の項、85の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の9の 項、12の項、15の項、19の項、26の項、56の2 項、 87の項、110の項、120の項	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の47の項	番号法第9条第1項及び別表の67の項	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の67の項、 68の項、69の項、85の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の9の 項、12の項、15の項、19の項、26の項、56の2 項、 87の項、110の項、120の項	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表92の項、93の項、119の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表13の項、16の項、19の項、29の項、42の項、 80の項、125の項、146の項、158の項、161の項	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更に伴い追記	事後	